

亀山市立昼生保育園重要事項説明書

1. 運営主体

設置者	亀山市
設置者の所在地	亀山市本丸町577番地
所管部署	0595-96-8822（子ども未来部子ども政策課）

2. 施設の概要

種別		保育所					
名称		亀山市立昼生保育園					
所在地		亀山市中庄町695-3					
連絡先	電話	0595-82-1001					
	FAX	0595-82-1001					
	メール	hiruo-ho@city.kameyama.mie.jp					
施設長氏名		尾崎 恵美					
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
	(3号)	3人	5人	11人	14人	35人	68人
当園の基本理念・方針		昼生保育園は亀山市の南東部に位置し、人情と自然あふれる農村地にあります。子どもたちは四季折々の豊かな自然と地域の人々のぬくもりの中で、のびのびと元気いっぱい過ごしています。子どもたちの心に寄り添い育ちゆく「今」を大切にした保育を進め、一人一人が輝く園作りを心がけています。地域との関わりを多くもち地域に根ざした保育を目指しています。					

3. 施設の概要

敷地	敷地全体	1209.88㎡
	園庭	429.55㎡
園舎	構造	木造 1階建て
	延べ	497.62 ㎡

4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0.1 歳ひよこ組:01 歳児クラス
ほふく室		
保育室	3 室	2 歳ひよこ組:2歳児クラス あか・もも組:3・4歳児クラス あお組:5 歳児クラス
遊戯室兼ホール	1 室	
調理室	1 室	

5. 職員体制(令和8年4月1日 現在)

職種	人数	備考
園長	1 人	
主任保育士	1 人	クラス担任兼務
保育士(クラス担任)	4 人	
保育士(フリー)	1 人	
保育士	1 人	
介助員	1 人	
給食調理員	2 人	
施設管理員	1 人	
管理栄養士	1 人	子ども未来部子ども政策課に配置

※「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上を配置します。

※人数は園児数等により変動することがあります。

(職種及び職務の内容)

- (1) 園長 園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士 主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。なお、主任保育士は第3号又は第4号の職を兼ねることができる。
- (3) 保育士(クラス担任) 保育士(クラス担任)は、保育家庭及び指導計画の立案をし、その過程及び改革に基づき全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 保育士(フリー) 保育士(フリー)は、園長の補佐及び各クラスの活動の援助を行うとともに、保育士(クラス担任)の欠員時にその職務を代替して行う。
- (5) 保育士 保育士は、保育士(クラス担任)の指示に従い、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (6) 介助員 介助員は、特別な支援を要する園児の活動等の介助など、保育士の職務を助ける。
- (7) 管理栄養士 管理栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、園全般の食育を行う。なお、職員は子ども未来課子ども総務グループに配置する。
- (8) 給食調理員 給食調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (9) 看護師 看護師は、子どもの健康管理と園全般の衛生管理及び、医療的ケアを要する子どものケアを行う。
- (10) 施設管理員 施設管理員は、園の施設管理及び雑務を行う。

6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分（8時間）
延長保育	保育標準時間	実施していません。
	保育短時間	午前7時30分～午前8時15分 午後4時15分～午後6時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前7時30分～午前12時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7. 利用料等

実費徴収	2号認定子どもに係る副食費	1月当たり	月額4,500円
	2号認定子どもに係る主食費	1月当たり	月額220円
	保護者会費、絵本代	1月当たり	おおよそ1,200円
延長保育料※1 （保育短時間認定子ども）	午前7時30分～午前8時15分	1日当たり	200円
	午後4時15分～午後6時30分	1日当たり	200円

※1 同一世帯に小学校就学前の子どもが複数人いる場合、第1子についてはこの表に掲げる額の全額、第2子はこの表に掲げる額の半額とし、第3子以降は無料とする。なお、この場合の子どもの数は利用者負担額の算定に準ずる。

8. 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

9. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・新入園児歓迎会、保護者会総会及びおやつ参観、午睡開始（乳児・年少児）
5月	歯科検診・健康診断・検尿・遠足
6月	午睡開始（年中・年長児）・消防署見学
7月	七夕子ども会・夏祭り・保育参観、プール遊び
8月	水遊び、プール遊び
9月	防災訓練
10月	運動会・遠足、消防署連携避難訓練、人形劇観劇
11月	園外保育、健康診断、祖父母参観
12月	お楽しみ会・クリスマス会、防犯パトロール車来園（外部防犯訓練）
1月	新年子ども会、新入園児面接
2月	節分子ども会
3月	ひなまつり子ども会・お別れ会・卒園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練・安全指導・クリーン活動は毎月、防犯訓練は年間8回実施。

※ 子育て支援事業として園開放・子育て相談・園庭開放・保育体験を随時実施。

（※園運営の都合等により、変更・中止になる場合があります。）

10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	市の行う利用調整による
退園理由	・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)・保護者から退園の申出があったとき・利用継続が不可能であると市が認めたとき・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 利用に当たっての留意事項

- ・登園は、9時までにはお願いします。
- ・当日の欠席、遅刻等の連絡は、9時までに電話でご連絡ください。コドモンによる登降園管理入力は8時30分までにはお願いします。
- ・原則として、保育時間内での迎えをお願いします。緊急時にお迎えが遅れる場合や、延長保育を利用する場合には、わかった時点で電話にてご連絡ください。
- ・熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。また、お子様の体調不良(下痢・嘔吐など)により、発熱がない時でも連絡をさせていただくことがあります。
- ・感染症に罹患された場合には登園届又は感染症に関する届出書の提出が必要です。
- ・医師の診断により処方された薬のみ職員が投薬します。保育時間中に服用が必要な場合は必ず「依頼票」に必要事項を記入・捺印のうえ薬剤情報提供書と共に登園時に職員に手渡ししてください。
- ・送迎時は、駐車場から園まで必ず手をつなぎ登園してください。駐車場付近は最徐行し出入りには十分注意してください。

11. 嘱託医及び嘱託歯科医(令和8年4月1日現在)

(嘱託医)

医療機関の名称	ハッピー胃腸クリニック
医院長名	豊田 美香
所在地	亀山市本町2丁目9-33
電話番号	0595-82-0017

(嘱託歯科医)

医療機関の名称	生川歯科
医院長名	生川 克弥
所在地	亀山市阿野田町1674-1
電話番号	0595-83-1300

※ 嘱託医及び嘱託歯科医は、年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

12. 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

なお、当園の所在地を管轄する消防署及び警察署は次のとおりです。

【管轄する消防署】

消防署名	亀山消防署
所在地	亀山市野村4丁目1-23
電話番号	0595-82-0244

【管轄する警察署】

警察署名	亀山警察署
所在地	亀山市野村4丁目1番27号
電話番号	0595-82-0110

13. 非常災害対策

防火管理者	尾崎 恵美
消防計画届出年月日	令和6年4月1日
避難訓練	避難や消火を想定した訓練を月1回または2回実施します。
防災設備	消火器(4本)、火災報知機(1台)など
避難場所	亀山市立昼生小学校
緊急時の連絡手段	電話、コドモンによるメール配信

14. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	氏名 小林 千春	主任保育士
相談・苦情解決責任者	氏名 尾崎 恵美	園長
苦情解決第三者委員	氏名 長嶋 ちづ代	主任児童委員
	氏名 宮崎 道子	

※ 年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

【要望・苦情等への対応方法】

1. 園はその提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
2. 園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
3. 園は、市から求めがあった場合には、その調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 園は、市からの元目があった場合は、前項の改善に内容を市に報告する。

15. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育所の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)に対して災害給付金(医療費、傷害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行います。

16. 個人情報の取り扱い

園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、曾於業務で知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うその他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

17. その他保護者に説明すべき事項

重要事項説明書の内容に変更等が生じた場合は、園内掲示、「コドモンアプリ」等により周知を行います。